



私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。

平成21年5月までに

裁判員制度

が始まります。

これから始まる！裁判員制度

Q & A (第3回)

Q 裁判員はどのようにして選ばれるのですか？

A 最初に、選挙人名簿をもとに裁判員候補者名簿を作成します。裁判員は、この候補者名簿の中から、1つの事件ごとに、裁判所における選任手続により選ばれます。

①裁判員候補者名簿を作成します。

選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。名簿に載った人には連絡がいきます。

②事件ごとで、裁判員候補者が選ばれます。

事件ごとに、①の名簿の中からくじでその事件の裁判員候補者を選びます。選ばれた人には、裁判所に来てもらう日時などをお知らせします。

③裁判所で、候補者の中から裁判員を選ぶための手続が行われます。

裁判長から、裁判員になれない理由がないかどうか、辞退希望がある場合はその理由などについて質問されます。裁判員になれない理由のある人や辞退が認められた人は候補者から除外されます。また、検察官や弁護士は、双方とも、法律で決められた人数の範囲内で候補者から除外されるべき人を指名することができ、指名された人は候補者から除外されます。

④裁判員が選ばれます。

除外されなかった候補者から裁判員が選ばれます。

詳しくは、松山地方裁判所ホームページ<http://www.courts.go.jp/matsuyama/>を参考にしてください。また、ホームページ内では、各種民事手続の手続案内を行っております。あわせてご覧下さい。